

【試し読み】

久水俊和『中世天皇家の作法と律令制の残像』

(二〇二〇年六月二〇日刊行、八木書店発行)

- 1 序 章 (一～八頁)
- 2 目 次
- 3 索 引

本書の詳細は左記サイトにて

<https://catalogue.books-yagi.co.jp/books/view/2222>

序 章 中世後期朝廷史研究の概説と課題点

はじめに

本書の目的は、第一に、中世後期（南北朝・室町・戦国期）国家の支配者層の「イエ」に継承される流儀・作法の分析を通して、「イエ」に付随する権力・権威を如何に保持していったのかを考察することである。特に、天皇と太政官による国政運営形態の、天皇権力・権威再生産と連関する「天皇家の作法」の実態と継承についての分析を中心とする。第二は、中世の国家規模での支配総体の中において依然發揮されている「律令制太政官」による国政運営形態を明らかにし、その「律令制の残像」から改めて中世国家を見直す。主たる素材として、第一部では「天皇家」、第二部では外廷機関が残存する平安京大内裏の跡地「内野」を用いる。

なお、本書で用いる「イエ」という分析概念は、単系的親族集団を指す。例えば、天皇を中心とする親族集団に關しては、宮家も含む広義の天皇家一門である多系的親族集団を「王家」、天皇を輩出する単系的親族集団すなわち「イエ」を「天皇家」と表現する。また、本書で用いる「律令制太政官」という分析概念は、律令制導入により確立された太政官の職能の内、中世においても機能しているものを指し、行論の便宜上、神祇官や、天皇の家政機

関でもある蔵人所等の令外官の職能も含む。

第一節 深化する中世後期朝廷史

中世国家の運営体とは如何なるものなのか。中世国家研究の宿命ともいえるこの命題に対し、近代歴史学誕生以降、様々な見解が示された。中世という時代区分に、明治期で光を与えたのが原勝郎の名著『日本中世史』である⁽¹⁾。それまで中世は、王室の陵夷（天皇の衰退）・政綱の弛廢（政治の停滞）・民衆の疾苦・文学の衰微という視座により「暗黒時代」と称されていた。それに対し原は、中世を「本邦文明の発達をしてその健全なる発起点」として、「本邦史上の一大進歩を現したる時代」と位置付けた。ここに、近代の日本中世史研究は産声を挙げたのである。しかし、戦前は中田薫の法制史や、野呂栄太郎をはじめとするマルクス歴史学者たちの唯物史観による経済史・社会史が挙げられ、具体的な中世国家運営像が描かれることはなかったといえる。それでも、黒板勝美や相田二郎の古文書学の確立により、行政文書―古文書を用いた運営実体解明の手法の有効性は示されていた⁽²⁾。また、軍部と結びつき国家主義的歴史観で戦後猛烈な批判に晒されることになる平泉澄は、大正期の研究はまだ学術的であり、中世国家運営に影響を与える構成体について、公家（朝廷）と武家（幕府）の他に神社があることを明らかにしている⁽³⁾。国家財政面においても、奥野高広は朝廷財政を精緻に分析し、その成果は現代においても国家財政研究の基盤的研究として色あせていない⁽⁴⁾。

戦中は皇国史観により、国家主義的教育のツールとして活用された歴史学だが、戦争の終結とともに、中世史研究は活発化する。その口火を切ったのは、中世史のバイブル的な名著である石母田正『中世的世界の形成』である

う⁵。石母田は、古代専制国家的支配をする東大寺に対し中世的在地領主層が挑む、いわば「古代」対「中世」の構図で中世の世界を描いた。さらに石母田は別稿にて、中世国家運営においても「公家」対「武家」の構図を用い、いわば戦後における公家と武家を連関させる議論の先駆けともいえる論究を行った⁶。だが、皇国史観への反動なのか、主に唯物史観にて用いられる「天皇制」という分析概念を用い、武士による封建国家が天皇を中心とした古代的国家を服従させた、という「天皇制」の克服が基調であり、中世においても保持されていた律令制太政官の職能を見出すまでには及んでいなかった。永原慶二が説く、権力は武家にあり天皇は權威の源泉として武家の国家運営に正当性を与えている⁷、という見解が戦後の昭和歴史学の主流であったといえよう。なお、本書では、中世国政運営の公家側の担当部分は「天皇」の家政機関と「太政官」によってなされているという解釈から、「天皇―太政官」制や「律令制太政官」などの用語にて表現することとし、「天皇制」という分析概念は極力用いない。

さて、武家を持つ権力はどこから手に入れたのであろうか。佐藤進一は、一九六〇年時点の中世史の概説を行った第二次岩波講座（一九六二―六四）にて、国家運営における「京都市政権」の重要性に注目した⁸。「京都市政権」とは、国家の本拠である京都の治安・警察・裁判・税に関する権限を指し、京都の市政を制する者が国政を制すとの理論である。その上で、室町幕府は朝廷や寺社と衝突しながら、警察↓治安↓土地に関する行政と裁判↓債権関係の裁判↓特定商人への課税、といった、いわば都市民支配権↓土地支配権↓商業支配権の順で奪取したと論じた。この解釈は、「権限吸収」論ともいわれ、現在の中世史研究においても大いに影響を与えている。佐藤はまた、律令制太政官の官司に基づく権限は、家職・家業として特定の「イエ」（佐藤は括弧付けで用いてはいないが、本書では「イエ」と統一して用いる）に世襲されるという「官司請負」制という学術用語を定着させた⁹。

中世の国家規模での支配を行う構成体については、黒田俊雄が同じく第二次岩波講座において、「権門体制」論

を提示した⁽¹⁰⁾。権門体制とは、公家・武家・寺社の各々の権門が相互補完的に国家を運営しているとの理解であり、それぞれの権門が持つ権力・権限の分析が蓄積されるきっかけを作った。しかし、権門体制論が基盤的理論の一つに定着して以降、武家が掌握する権限を中心に実証的研究が蓄積されたが、公家側に残された権限や、公武それぞれの権限を連関させる研究は、今世紀に入るまではほとんど多くはなかった。⁽¹¹⁾一方、寺社権門に関しては、大正期に辻善之助が、教団史や教義史中心の仏教史とは違う、実証主義歴史学として仏教史を確立させていた。⁽¹²⁾黒田はさらに、中世において正統な宗教として展開されたのは、密教を基軸に統合された顕密仏教であるという「顕密体制」論を提唱した⁽¹³⁾。戦後の仏教史はこの理論を中心に展開され、国家運営と積極的に連関させた研究も数多く蓄積されるに至っている。⁽¹⁴⁾

公家から武家への国家運営に関する権限の移管過程が論じられる研究が蓄積されていく中、昭和の最末期である一九八八年の日本史研究会大会において、富田正弘が、現在の定説ともいえる分析概念を発表した。富田は、室町殿（足利將軍家家長）と天皇・院が、政権を共同運営することにより国家体制が強化されたという「公武統一政権」のモデルケースを提示した。⁽¹⁵⁾室町殿が権限掌握することにより二重構造となったのではなく、後醍醐院政以降すでに、実質的権力を持つ「治天の君（院政・親政）」と、儀礼など観念的権威に関わるものを担う「天皇―太政官」制により中世国家は運営されており、室町殿は「治天の君」が持つ権限すなわち「治天の王権」を引き継いだという分析である。

だが、国家運営の権限を公家と武家で争う公武対立の歴史観は根強く、富田の公武統一政権論は、二〇〇〇年以前は定説化しているとはいえない難かった。一九八九年の富田論文刊行の翌年、足利義満による「王権篡奪」を論じた今谷明『室町の王権』が中公新書より発刊される⁽¹⁶⁾。今谷は、天皇の保持する権限を義満が次々に奪取し、王権篡奪

を目論んだとする。廷臣を従属させ、朝廷公事（おもに朝儀・祭祀）を牛耳り、改元や皇位継承にも干渉する姿を描いた今谷論は、一般人には縁遠い学術雑誌ではなく、新書本にて発信されたということも相俟って、二〇〇〇年代までこの理論の影響を受けた刊行物が散見することとなる。公武関係論の「与党」となった今谷は、公武対立史観に基づいた啓蒙書を次々と発刊し、特に歴史学界外で大いに魅了した。⁽¹⁷⁾ 学界内においても、前近代の天皇・朝廷の位置付けを概説した一九九二年から刊行の『講座・前近代の天皇』の室町時代部分は、今谷が執筆しており、⁽¹⁸⁾ 今谷論が如何に優勢だったかを物語っている。前拙著所収時には大幅に修正したが、本書著者の初作である「天皇家の葬送儀礼と室町殿」⁽¹⁹⁾も、公武対立史観の影響を受けていたという評価を拭えない。

市民権を得ていたかにもえた今谷論だが、実は王権篡奪論発表当初から、任命権や外交称号「日本国王」の解釈などに対して、学界内では批判に晒されていた。⁽²⁰⁾ そして、近年では石原比伊呂が、今谷論の抜本的見直しを行い、義満が指向したのは、朝儀の威儀嚴重な開催による北朝天皇家の再権威化との見解が示された。⁽²¹⁾

しかし、今谷の考察対象は、それまで政治上ではあまり用いられてこなかった改元・祭祀権・叙任権など、律令制太政官の職能部分であり、解釈の誤りが指摘されてはいるものの、これらの素材を用いて武家側の権限・公家側の権限の峻別作業を行った点は注目される。中世後期国家運営を読み解く手法として、儀礼・学問・遊芸など富田がいう公武統一政権確立後に公家側へ残された権限である「公家側の政務」の、研究対象としての有効性を示したといえよう。その点においては、『室町の王権』は画期的な業績だったと評価したい。⁽²²⁾

今世紀に入ると、中世後期の公家と武家をめぐる研究は新たな展開を迎え、隆盛を極めるまで深化する。その起爆剤ともいえるのが、二〇〇五年の水野智之『室町時代公武関係の研究』⁽²³⁾（以下、「水野本」）の刊行であろう。水野本は、おもに家門安堵、偏諱・猶子・姻戚関係の事例を素材とし、公家と武家の政治的関係を論究した。特に、

「イエ」の相続という視点を公武関係の規定要因の一つに置いている点は、本書と連関することとなる。

しかし、水野本は、その後の公武関係論を盛り立てることとなる若手研究者からの批判に晒される。その一人、松永和浩は、公武間の主従関係が一元的・相対的である点や、天皇の超越的立場の論証の甘さ、そもそも公武関係の規定要因が間違っている、との批判を展開した。⁽²⁴⁾さらに、桃崎有一郎は、史料吟味の甘さ、論理・解釈の飛躍、論旨の非一貫性、用語の誤用という、痛烈な批判を行った。⁽²⁵⁾桃崎は富田の公武統一政権に対しての水野の立場が具体的に述べられていない、とも指摘した。たしかに、水野は明確には示してはいないものの、論調は明らかに今谷論より富田論に寄っており、それまで「野党」であった公武統一政権論による「政権交代」を予感させるものであった。水野は、松永書評に対し、評者の先行研究への理解不足、一面的な認識による誤解など果敢に反論した。⁽²⁶⁾さらに、応永期を中心に公武政権の「王権」について一つのビジョンも提示した。⁽²⁷⁾

松永と桃崎は、水野本書評と同時期に公武関係研究史の整理を行い、今後の課題と展望を示した。⁽²⁸⁾桃崎担当箇所には「〈公武統一政権〉論の再考に向けて」と副題が付されており、公武関係研究の基盤がもはや今谷の公武対立史観から、公家と武家の二権門により政務がなされているという、二重構造による国家運営という捉え方へと移行していることを示唆している。さらに、「治天の王権」と定義された統治・行政権的な権限が義満以降の室町殿に掌握されたことにより、公家側に残された遊芸・学問・儀式・礼節体系等の「公家側の政務」に関わる権能を素材として、中世の国家構造を読み解く有効性も指摘された。

再びの公武関係論の隆盛の中、前拙著が刊行され、公武統一政権論を基盤とし、朝廷公事の運営構造を分析し、その構造における公家（朝廷）と武家（室町幕府）の役割や権限を明らかにし、中世後期国家における公家と武家の位置付けを提示した。⁽²⁹⁾

前拙著第一部では中世後期の公事運営について述べた。その構造は、公家側に残された律令制太政官の支出シテムのもと公武同一の帳簿を用い、武家側が掌握した「治天の王権」によって用途を徴収し支出構造を補完するという、公家側・武家側の共同経営により執行されていた。よって、律令制太政官の諸権能は国制運営上の肝要ともいえるとした。また、公武共同執行による公事経営は鎌倉・江戸期にはない室町期の特有のものといえ、公武関係を論じる上での素材としての有効性が、すでに早島大祐・井原今朝男によって指摘されている⁽³⁰⁾。本書では、さらに踏み込んで支出構造の構築を試みたい。

前拙著第二部では、公事運営における足利將軍家家長の位置付けを模索した。足利義満が公家社会内での超越的な立場の構築過程で行われ、一公家として公事に公式参加し、所役を遺失なくこなし「労」を累積する姿を、本来の正道とした。「労」の蓄積によって形成された「公家足利家」は、公家の「イエ」としての制度・儀礼・礼節・芸能等の流儀・作法が当然内包されており、次代へと継承していかなければならない。しかし、義満から公家的要素の継承を指向された足利義嗣、武家的要素を継承した足利義持といった「イエ」要素の分割、そして僧として成長したため三〇歳まで「公家足利家」の流儀・作法の授受とは縁遠かった足利義教により、「公家足利家」の継承に不具合を起こす。彼らは、「労」を蓄積することなく、一足飛びに摂政・関白に擬して公式所役を勤仕せず朝廷儀礼へ関わるようになる。しかし、彼らは「公家足利家」としての「労」の蓄積を本当に放棄したのであるか。本書ではこの点についても論究していきたい。

第二節 近年の公武関係論からみる課題点

前節では、二〇〇五年の水野本発刊以降、中世後期公武関係論は活発化すると述べた。そこで、前拙著発表前後に刊行された桃崎有一郎・松永和浩・石原比伊呂の三著書を用い、本書との関連部分を中心に、説明すべき課題点を提示する。⁽³¹⁾

第一項 桃崎有一郎『中世京都の空間構造と礼節体系』

桃崎有一郎『中世京都の空間構造と礼節体系』（思文閣出版、二〇一〇年、以下「桃崎本」）は、中世京都における路頭等の空間的礼節秩序を素材とし、中世公武社会に形成・維持・再生産された秩序の具体的様相を明らかにした。また、足利將軍家の家父長である室町殿が、その礼節体系にどのように位置付けられるかにも言及されている。これまで、富田によって峻別された二重構造の内、「治天の王権」といわれる分析概念である統治・行政権的な権限に注目されることが多かった。だが、桃崎は、観念的な空間構造内での礼の秩序という公家側に残された礼節を用い、礼節という素材が公武関係を論ずることに有効なことを示した。

具体的には、京都における路頭礼、観念上の宮城としての陣中、内裏門に擬して機能していた裏築地という観念的領域を素材とし、中世公家社会における室町殿の位置付けを説明するという手法をとる。特に、陣中・裏築地については、大内裏を想定した空間的礼節秩序の維持・再生産が、中世後期においても活発に行われていることを実証した。

『中世天皇家の作法と律令制の残像』 目次

序 章 中世後期朝廷史研究の概説と課題点	1
はじめに	1
第一節 深化する中世後期朝廷史	2
第二節 近年の公武関係論からみる課題点	8
第一項 桃崎有一郎『中世京都の空間構造と礼節体系』	8
第二項 松永和浩『室町期公武関係と南北朝内乱』	9
第三項 石原比伊呂『室町時代の將軍家と天皇家』	11
第一部 中世「天皇家」の作法	17
第一章 後花園天皇をめぐる皇統解釈	19
第一節 二つの皇統の正統をめぐる相剋	23
第一項 系図の作成と皇統意識	23
第二項 貞成親王の「京中伏見御所」移徙までの過程	24
第三項 「京中伏見御所」への移徙と上皇化	27
第二節 文安四年の尊号宣下	31

第一項	尊号宣下内定まで	31
第二項	後崇光院庁の発足と尊号宣下	33
第三項	後花園後宮と外戚の皇統解釈への素材性	40
おわりに		44
第二章 「天皇家」の追善仏事と皇統意識		
第一節 問題の所在と手法		
第一項	問題の所在	56
第二項	皇統意識解釈の素材としての仏事	59
第二節 後花園院追善仏事と皇統意識		
第一項	崇光院・貞成親王への追善仏事	61
第二項	後花園院への追善仏事	64
第三節 追善仏事の意義の変容——皇統解釈をめぐる争いから寺家による誘致争いへ——		
第一項	後土御門天皇への追善仏事	71
第二項	中近世移行期の天皇家追善仏事	73
おわりに		75

第三章 「天皇家」葬礼の変遷	83
第一節 供奉公卿の検討	86
第一項 現役大臣と撰家の供奉	86
第二項 武家棟梁参列の性格規定	92
第三項 行列の規模と供奉の性格規定	93
第二節 運営・経営	95
第一項 土葬への変更	95
第二項 運営・経営	97
おわりに	99
〔コラム1〕「凡ノ承運」と「マコトノ継体」——傍流となる恐怖——	107
第四章 大覚寺統「天皇家」の作法の行方——後醍醐天皇の葬送と追善仏事から——	113
第一節 天皇葬儀の類型の整理	114
第二節 後醍醐天皇の葬礼	117
第一項 大覚寺統の葬礼	117

第二項	後醍醐天皇の葬礼	120
第三項	後醍醐天皇死去への北朝・室町幕府の対応	126
第三節	大覚寺統の追善仏事の行方	128
第一項	後醍醐天皇主催の追善供養と後醍醐天皇への追善供養	128
第二項	北朝・幕府による後醍醐天皇追善	131
おわりに		134
第五章	「公家足利家」の作法の行方——石清水放生会参向事例から——	145
第一節	足利將軍家の放生会参向の性格規定	147
第二節	足利將軍家の放生会路頭行列の性格規定	152
おわりに		159
〔コラム2〕	散逸した宮中神の行方	164

第二部 律令制太政官の残像……………169

第一章 朝廷恒例公事の支出構造……………171

第一節 公家が支出主体の公事の支出構造……………174

第一項 公家の出納機関から支出される公事の支出構造……………174

第二項 公家が支出主体の公事と国役……………177

第二節 公武共同執行公事の支出構造……………182

第一項 奉行が幕府と交渉する場合……………183

第二項 伝奏が幕府と交渉する場合……………184

第三項 分配役……………187

第三節 蔵人頭を分配役とする支出構造と外記方支出構造……………189

第一項 蔵人頭を分配役とする支出構造……………189

第二項 外記方支出構造……………191

おわりに……………192

〔コラム3〕帳簿からみえてくる世界……………204

第二章	内野の存続官衙	209
第一節	問題の所在と研究史の整理	211
第二節	神祇官の聖性と国家的機能	215
第一項	神祇官の聖性	215
第二項	神祇官の国家的機能	218
第三節	太政官庁の聖性と国家的機能	221
第四節	真言院・神泉苑の聖性と国家的機能	226
第一項	真言院の聖性・機能と東寺	226
第二項	神泉苑の聖性・機能と東寺	230
	おわりに	235
第三章	内野神祇官機能の行方	247
第一節	中世後期神祇官における班幣儀礼の様相	251
第一項	室町期神祇官の様相	251
第二項	戦国期神祇官における班幣儀礼の様相	253
第二節	内野での神祇官の終焉と機能の行方	259

第一項	神祇官八神殿の吉田神社斎場所移転	259
第二項	江戸時代の内野神祇官跡と神祇官機能の行方	266
	おわりに	273
第四章	内野の太政官庁	283
第一節	太政官庁造営システム	286
第二節	公事の舞台としての太政官庁	289
第一項	恒例公事と太政官庁	289
第二項	皇位継承儀礼と太政官庁	293
第三節	太政官庁機能の行方	298
	おわりに	305
	〔コラム4〕大奉幣米研究の深化	312

第五章 真言院・神泉苑の諸相	321
第一節 中世後期から中近世移行期の真言院の諸相	324
第一項 真言院の運営実態	324
第二項 真言院の退転	329
第二節 中世後期から中近世移行期の神泉苑の諸相	332
第一項 室町期の神泉苑の経営実態と聖域性	332
第二項 神泉苑の東寺私領化と退転	334
第三節 近世初頭における後七日御修法再興と神泉苑の東寺末寺化	339
第一項 聚楽第・二条城の築城と真言院・神泉苑	339
第二項 後七日御修法の再興と神泉苑の転生	342
おわりに	344
終章 中世「天皇家」の作法と律令制太政官の残像	355
第一節 天皇家の作法	355
第二節 律令制の残像	360

あとがき..... 367

索引..... 1

人名..... 1

事項..... 9

図表一覽

【図1】	天皇家略系図1	20	【図18】	中近世移行期京都概観図2	322
【図2】	天皇家略系図2	36	【図19】	室町期神泉苑図2	335
【図3】	天皇家略系図3	48	【図20】	東寺の神泉苑経営概念図	335
【図4】	天皇家略系図4	55	【図21】	現在の二条城と神泉苑	341
【図5】	天皇家略系図5	96	【表1】	院庁開庁時の構成	34
【図6】	天皇家略系図6	118	【表2】	被尊号者比較表	36
【図7】	室町期朝廷恒例公事用途の支出構造	193	【表3】	室町期天皇追善供養大略分類表	62
【図8】	室町期京都概観図	213	【表4】	貞成・誠仁親王葬儀・中陰・追善仏事	63
【図9】	室町期神祇官図	215	【表5】	後花園天皇葬儀・中陰・追善仏事	67
【図10】	室町期太政官庁図	224	【表6】	後土御門天皇葬儀・中陰・追善仏事	72
【図11】	室町期真言院図	228	【表7】	天皇葬送への現任大臣・摂家供奉状況	90
【図12】	室町期神泉苑図1	231	【表8】	後水尾院葬礼香奠一覽	99
【図13】	中近世移行期京都概観図1	257	【表9】	明徳4年前後10年石清水放生会上卿一覽	149
【図14】	現在の二条城と神祇官跡	265	【表10】	石清水放生会参向者一覽	151
【図15】	吉田八神殿斎場所之図	268	【表11】	石清水放生会路頭行列構成	154
【図16】	室町期内野状況図	295	【表12】	明徳4年放生会路頭行列の隨身・衛府侍	154
【図17】	永正度紫宸殿即位礼指図	304	【表13】	応永19年放生会衛府・帯刀例	157

【表14】	恒例公事支出状況……………	178
【表15】	時代別内野残存官衙・施設……………	179
【表16】	「番匠方真言院損色注文」における 真言院修理資材一覧……………	213
【表17】	「瓦方真言院御堂損色注文」一覧……………	327
【表18】	「神泉苑礼銭注文（B注文）」一覧表……………	336
【コラム図1】	即位礼用途 官方支出構造……………	206
【コラム図2】	文亀度大奉幣米徴収構造（略） （二〇〇六日本史研究版）……………	316
【コラム図3】	文亀度大奉幣米徴収構造（略） （二〇一前一著版）……………	317
【コラム図4】	文亀度大奉幣米徴収構造（最新版）……………	318

索引

一、本索引は、人名・事項からなる。

一、配列は50音順とした。

一、（ ）は本文中に登場する別称を、〔 〕は所属元を示した。

人名

【あ】

- 明智光秀 262
- 足利義輝 73, 256
- 足利義教 7, 11, 12, 20, 21, 23, 25-27,
29-31, 40, 43, 44, 48, 57, 68, 69, 76-78,
80, 92, 102, 146, 151, 152, 154, 156-159,
222, 223, 288, 295, 296, 356, 357, 359,
360
- 足利義嗣 7, 159
- 足利義持 7, 11-13, 19, 20, 34, 68, 69, 80,
131, 132, 146, 147, 149-152, 154-159,
163, 201, 222, 223, 293-296, 359, 360
- 足利義勝 31
- 足利義昭 74, 82
- 足利義植 253, 300, 331, 350
- 足利義政 31, 53, 67-70, 76, 87, 92, 93,
143, 146, 151, 158, 223, 235, 241, 330,
333, 334, 345, 349
- 足利義晴 73, 74, 82
- 足利義詮 145, 325
- 足利義澄 253, 300
- 足利義満 4-7, 11-13, 19, 20, 32, 34, 37,
41, 44, 45, 68, 69, 80, 86, 87, 92-94,
102-104, 145, 146, 148-156, 158-160,
- 162, 171, 223, 224, 235, 326, 351, 356,
359, 360
- 足利尊氏 19, 56, 105, 107, 120, 126-128,
131-135, 139, 141, 145, 216, 252, 358,
359
- 足利直義 107, 126, 127, 131-135, 141,
144, 358, 359
- 飛鳥井雅縁 104
- 飛鳥井雅章 260, 280
- 安倍久益 216
- 安倍親成 286-288, 308
- 安倍盛久 288
- 姉小路実世 150
- 安閑天皇 83, 115
- 安徳天皇 121, 126, 299-301, 364
- 飯尾為行 333
- 飯尾為種 158, 229
- 飯尾元連 330
- 池田光政 103
- 伊勢貞親 186
- 伊勢貞房 27
- 板倉重矩 259
- 板倉勝静 103
- 一条経通 121
- 一条教輔 88-90, 103

一条兼香 271
 一条兼良 31, 32, 39, 49, 158
 一条実経 86, 90, 102
 一条昭良 103
 一条冬経 88-90, 103
 一条冬良 222, 300, 301
 一条道香 271, 281
 一条内基 64
 一色教親 28
 五辻重仲 288
 今出川教季 188
 今出川公規 88
 今出川公行 41
 今出川実尹 126
 伊与局 → 嘉楽門院
 宇多天皇 85
 裏松義資 151, 157
 永助法親王 229
 永尊(長福寺) 231
 大炊御門家嗣 102
 大炊御門信宗 41-43, 52
 大炊御門信量 43, 52
 大内義弘 246
 大内義興 239
 正親町天皇 55, 64, 73, 74, 81, 82, 87, 96,
 102, 256, 258, 261, 340
 正親町実豊 280
 正親町三条尹子 40
 正親町三条公貫 118
 正親町三条実雅 28, 157,
 小倉実右 241
 織田信長 74, 82, 271, 340
 小槻彦枝 288
 小槻時元 303
 小槻周枝 225, 288
 小槻長興 198

【か】

覚雅 344, 353
 花山院家賢 125
 花山院持忠 288
 花山院政長 87
 花山院長親 125
 勧修寺教秀 69
 勧修寺経興 179, 190, 201
 勧修寺光豊 281
 勧修寺晴子(新上東門院) 64, 263
 勧修寺晴豊 263
 神余昌綱 181
 懐成親王(仲恭天皇) 36, 109, 313
 懐良親王 122, 123
 龜山天皇 108, 111, 117, 118, 130, 131,
 134, 135, 359
 賀茂在貞 288
 賀茂在方 288
 嘉楽門院(伊与局・信子) 22, 41-43,
 51, 53, 81, 87
 烏丸資任 219, 241, 330
 観心(芳苑惠春・安禅寺宮) 41, 42, 52,
 66, 67
 桓武天皇 333, 338, 339, 344, 346, 365
 甘露寺親長 51, 69
 義演 342, 343
 北白河院(陳子) 40
 北畠師重 118
 北畠親房 108, 110, 124
 紀季包 179, 188
 紀氏益 179, 188
 紀氏郷 179, 188, 201
 堯胤法親王 65, 66, 97
 堯恕法親王 102
 空海 139, 227, 324, 333, 338, 339, 344,
 346, 365

- 九条教実 86
 九条経教 34
 九条兼孝 64
 九条尚経 222, 255, 258, 300, 311
 九条忠基 154
 九条道家 86
 九条輔実 88, 89
 九条頼嗣 → 藤原頼嗣
 久世広之 260
 邦高親王 20, 55, 66
 邦良親王 109, 111
 顕徳天皇 → 後鳥羽天皇
 源内 27
 顕如（本願寺） 82
 後一条天皇 83, 95, 116, 119
 光格天皇（兼仁） 85, 90, 103, 111
 広義門院 19, 56, 65, 105
 光孝天皇 25, 47, 48
 光厳天皇 19, 20, 55, 56, 65, 96, 105, 118, 126, 127, 131-133, 135, 307, 359
 弘真（文観房） 129, 130, 142
 後宇多天皇（世仁） 109, 111, 114, 115, 117-119, 124, 129, 130, 135, 142
 光範門院（資子） 40, 42
 孝明天皇 85, 90, 91, 95, 101, 103, 116, 117
 光明天皇 19, 20, 34, 56, 105, 118, 126, 127, 131, 139,
 後円融天皇 34, 36, 40, 60, 65, 66, 68, 92, 94, 102, 103, 131, 224, 225, 242, 286, 294, 296
 久我通基 148
 久我通雄 148
 後柏原天皇（勝仁） 20, 43, 55, 66, 72-74, 81, 82, 87, 96, 98, 102, 206, 219, 222, 223, 253, 255, 258, 273, 291, 297, 299, 300, 302, 303, 306, 310, 312, 315
 後龜山天皇 32-38, 50, 79, 111, 118, 126, 134, 359
 後光厳天皇（弥仁） 19, 20, 25, 32, 34, 45, 53, 55, 56, 60, 65, 66, 68, 78, 94, 96, 98, 105, 118, 232, 252
 後光明天皇 55, 75, 84, 85, 87, 89-91, 93-98, 116, 117
 後小松天皇 12, 第一部第一・二章, 95, 96, 215, 356
 後西天皇 55, 89-91, 96, 99
 後嵯峨天皇（邦仁） 4, 36, 60, 108, 110, 117, 118, 128
 後桜町天皇 90, 106
 後三条天皇 285, 299
 五条為学 291
 五条頼元 122-124, 139
 後白河天皇 46, 60, 128
 後崇光院 → 貞成親王
 後醍醐天皇 12, 108-111, 第一部第四章, 244, 343, 358, 359
 後高倉院 → 守貞親王
 木造持康 48
 後土御門天皇（成仁） 20, 22, 41, 43, 52, 53, 第一部第二章, 87, 96-98, 102, 104, 205, 206, 221, 224, 241, 297-299, 309, 312, 315,
 後鳥羽（顕徳）天皇 36, 60, 109, 110, 118, 121, 124, 126, 221, 296, 299
 後奈良天皇 43, 55, 73, 74, 82, 87, 96, 97, 253, 255, 258
 後二条天皇 109, 111, 118, 119, 126, 135
 近衛家熙 90, 93, 104
 近衛基熙 88-91, 94, 100, 102
 近衛教基 39
 近衛経忠 124
 近衛兼嗣 153, 154
 近衛信尋 102

近衛信輔 64
近衛前子 (中和門院) 102
近衛忠熙 90, 91, 103
近衛道嗣 34
近衛内前 90, 91, 103
近衛房嗣 32, 158
後花園天皇 (彦仁) 12, 第一部第一・二章,
87, 92, 95-97, 102, 105, 107, 132, 143,
222, 291, 292, 294-297, 349, 355-357
小早川則平 163
後深草天皇 108, 117-119, 126
後伏見天皇 20, 56, 60, 105, 108, 118,
120, 126, 128
後堀河天皇 32, 36, 50, 86, 104, 116, 137,
141
後水尾天皇 47, 55, 第一部第三章, 341
後村上天皇 36, 37, 第一部第四章, 359
後桃園天皇 85, 90, 101, 111
後陽成天皇 55, 63, 64, 74, 75, 82,
第一部第三章, 258, 260, 261, 263, 273,
339, 342

【さ】

西園寺公永 94, 104
西園寺公名 215
西園寺実益 86-89, 91, 100
西園寺実晴 87, 88, 90, 91, 94, 100
嵯峨天皇 32, 115, 298, 305, 310
魚屋八兵衛 105
桜町天皇 90, 91, 103, 271, 272
貞常親王 20, 22, 31, 32, 39, 55, 65, 96
貞成親王 (後崇光院) 12, 第一部第一・
二章, 96, 105, 108, 215, 292, 356, 357
誠仁親王 (陽光院) 63, 64, 74, 80, 82,
263
三条公敦 52
三条実香 52, 87

三条公広 344
三条西公保 34
三条西実隆 301, 302, 310
敷政門院 (幸子) 28, 38, 40, 49, 51
四条天皇 36, 50, 60, 84, 86, 90, 94, 95,
104, 109, 137, 141,
四条師保 286
四条隆蔭 127
四条隆夏 288
四条隆親 286
持統天皇 84, 115
斯波義教 228
斯波義将 245, 325
下毛野武音 154
下毛野武藤 154
下毛野武遠 154
白川雅兼 151
白川資長 263, 264
(白川) 資益王 219, 240, 241
(白川) 雅喬王 261, 262, 271
(白川) 雅業王 261
(白川) 雅光王 271
(白川) 雅朝王 261-263, 269
(白川) 雅陳王 261, 262, 264
(白川) 雅富王 271, 280
(白川) 顯邦王 216
(白川) 忠富王 261, 278, 313
春屋妙葩 132
順徳天皇 36, 109, 110, 121, 126, 141
淳和天皇 32, 115, 137
称光天皇 12, 19, 24, 31, 40-42, 55, 56,
65, 105, 201, 222, 292-296, 356
昭子〔後水尾皇女〕 102
常子〔後水尾皇女〕 102, 104
新広義門院 102
真乗寺宮〔後花園皇女〕 42, 66
新上東門院 → 勸修寺晴子

典仁親王 111
 薄好子 279
 崇光天皇 第一部第一・二章, 96, 97,
 105, 118, 120, 131, 139
 崇徳天皇 121, 126, 133, 134
 清閑寺家俊 225, 288
 清閑寺熙房 88
 清和天皇 47
 世尊寺行忠 161
 摂津元造 279
 摂津之親 184, 219, 241
 摂津政親 315
 宣政門院（權子） 118, 126, 127
 宣仁門院（彦子） 86
 藻壁門院（樽子） 86
 園基秀 41
 尊覚（靈雲庵） 43

【た】

醍醐天皇 83, 114, 116, 121, 124, 134,
 137, 359
 大正天皇 221, 293
 平時経 125
 平重盛 25
 多賀高忠 333, 334
 高倉天皇 36, 324
 高倉永藤 151
 鷹司信房 64
 鷹司房平 29, 34, 48, 158
 鷹司房輔 259, 270, 280
 高辻章長 291
 忠成王 110
 橘知季 288
 橘知繁 224, 286
 仲哀天皇 108
 仲恭天皇 → 懐成親王
 長慶天皇 37, 118, 126, 131,

椿阿弥 314
 通陽門院（巖子） 40, 53
 土御門天皇 109, 110, 126
 土御門資家 288
 土御門通親 161
 恒明親王 111, 135
 恒直親王 111
 天海（南光坊） 270
 道意 129
 洞院実夏 34
 洞院実熙 34
 洞院公賢 51, 138
 東福門院（和子） 75, 84, 87, 88, 96, 98
 富樫持春 229, 328
 徳大寺公有 51
 徳大寺実盛 150, 151
 徳川家康 74, 82, 109, 220, 250, 260, 261,
 266, 267, 269, 270, 277, 281, 323, 340,
 341, 363
 徳川家光 84, 103
 徳川家綱 98, 104
 徳川慶喜 103
 徳川綱吉 93
 徳川秀忠 92, 342
 戸田忠昌 93
 鳥羽天皇 104, 116, 137
 智仁親王 64
 豊臣（羽柴）秀吉 64, 74, 80, 102, 165,
 250, 257, 260, 262-264, 266, 271, 273,
 280, 323, 339-341, 352, 363

【な】

直仁親王 19, 20, 56, 105
 中院通村 344
 中原康顕 37
 中原康富 35, 176, 188, 199, 202
 中原師守 287

中原師世 199, 288
中山康親 182
中山孝親 279
中山定親 48, 151, 156, 223, 289, 290,
292
西洞院時基 151
二条持基 28, 29, 48, 102, 158, 295
二条持通 34
二条昭実 64
二条宗基 90, 91, 103
二条良基 252, 254, 273, 363
二条良実 86, 90, 94, 102
庭田資子 (杉殿) 28
庭田重有 27
庭田政賢 34
仁孝天皇 90, 101
仁明天皇 32, 48

【は】

羽柴秀吉 → 豊臣秀吉
畠山基国 246
畠山持国 333
花園天皇 118-120
葉室光忠 279
葉室頼繼 182
林鷲峯 259, 260
東久邇宮稔彦 109
東御方 [三条実継女] 26
東坊城元長 151
東坊城和長 104, 300
東山天皇 90, 297, 306, 364
日野光子 42
日野資親 26
日野秀光 42, 43, 52
日野重光 34, 104, 151
日野勝光 87
日野政光 288

日野有光 42, 151
日野西資国 42
広橋兼郷 42, 43, 52
広橋兼勝 281
広橋兼宣 181, 190, 201
広橋綱光 190, 201, 219, 241
広橋資光 181
広橋総光 269
平田職忠 326
平田職藤 177, 179
藤波慶忠 256
伏見天皇 20, 60, 108, 118, 128
藤原孝長 41, 52
藤原師通 161
藤原成範 161
藤原定家 104, 137
藤原道長 334
藤原 (九条) 頼嗣 162
藤原頼長 153, 161, 291, 292
坊城俊秀 185, 202
坊城俊方 88
細川尚春 334, 335
細川政元 312, 314
細川満元 199
堀川員弘 179, 185, 186, 198, 200
堀川夏弘 178, 183
堀川是弘 176, 178, 179
梵舜 (神龍院) 281

【ま】

前田玄以 262
万里小路賢房 302
万里小路時房 24, 25, 31, 32, 35, 38,
77-79, 151, 185, 186, 215, 224, 290
松木宗継 48
松木宗量 104
松田貞清 229

松平定敬 103
 松平容保 103
 町広光 150, 175, 180, 183, 198
 町資広 202
 町尻量原 280
 松永久秀 73
 満濟 (三宝院) 102, 199, 228
 三浦義澄 162
 源実朝 155, 162
 源常顕 106
 源頼朝 10, 153, 162
 源 (久我) 雅実 161
 源 (久我) 雅通 161
 源 (久我) 通光 161
 源 (堀川) 俊房 161
 源 (六条) 顕房 161
 壬生孝亮 266, 267
 壬生周枝 225, 288
 妙喜 (西雲庵) 43
 妙寿 (長授院) 181
 妙順 (入江殿) 43
 三好長慶 73, 256
 武者小路資世 176
 夢窓疎石 131, 133
 宗岡行継 (行嗣) 179, 190, 201
 宗岡行秀 177, 179, 187
 村上天皇 48, 114, 116, 121, 134, 359
 明治天皇 116, 117, 310
 明正天皇 90, 93, 99, 262, 270
 榎井常相 186
 桃園天皇 84, 90, 101, 271, 272
 守貞親王 (後高倉院) 32, 34-38, 40, 45,
 59, 60, 79, 109, 110
 文武天皇 83, 115

【や】

薬師寺元一 313

薬師寺長忠 313
 安富元家 312, 313, 315, 317
 康仁親王 (木寺宮) 111, 135
 柳原紀光 138
 山科教興 104
 山口幸充 340
 山名時熙 229, 328
 山名持豊 181
 山名政豊 181
 結城持藤 27, 225, 288
 幸仁親王 88, 89
 陽光院 → 誠仁親王
 陽禄門院 53
 善成王 (四辻善成) 110, 148, 149
 栄仁親王 20, 26, 28, 55, 96, 356
 善統親王 110
 四辻善成 → 善成王
 吉田経高 123
 吉田兼熙 216
 吉田兼俱 249, 254
 吉田兼見 256, 260, 261, 263, 266, 281
 吉田兼敦 217
 吉田兼富 167
 吉田兼右 255
 吉田兼連 259, 260, 267, 280
 吉田光任 122, 139

【ら】

頼意 122, 123, 130
 劉太公 36
 劉邦 36
 靈元天皇 55, 90, 96, 102
 冷泉天皇 255, 299-301, 364
 六条天皇 104, 137
 六角満綱 229, 328

【わ】

和気郷成	22, 41, 42, 52, 57
和気助豊	216
和気保家	41-43, 52
和気邦成	42

事 項

【あ】

朝所〔太政官〕 223, 224, 286, 290-294,
297, 305, 309
賀名生〔大和国〕 19, 56, 105
有栖川宮家 111
粟田宮 251
安禪寺 66-68, 70-74
安楽光院 25, 65, 68, 72, 73, 76, 131
安楽寿院 104, 137
坐摩神社 165
座摩巫祭神 164, 165, 216, 239, 251, 264,
277
生国魂神社 165
生嶋巫祭神 164, 165, 216, 239, 251,
264, 277
郁芳門 213, 215, 217, 240, 253, 291, 295
石山寺 344
伊勢一社奉幣 178, 179, 184, 187-190,
195, 199, 201, 202, 219, 253, 256, 258,
260, 261, 266, 269
伊勢神宮（豊受大神宮） 164, 188,
218-220, 251, 253, 254, 256, 260, 266,
298, 330
稲荷社 199, 251
倚廬 84, 98, 116, 119, 120, 126, 127
石清水八幡宮 第一部第五章, 199, 360
石清水放生会 11, 110, 第一部第五章,
359
請取状 第二部第一章, 225, 232, 243,
287, 308, 316-318, 332
梅宮社 175, 251
梅宮祭 175, 177, 178, 180

雲龍院 65, 82
衛府 第一部第五章
衛門府 第一部第五章, 252, 289, 303,
304
延暦寺（山門） 29, 116, 132, 135
応仁・文明の乱 65, 66, 150, 161, 164,
167, 211, 215, 217-219, 222, 235, 236,
241, 253, 254, 258, 260, 271, 280, 284,
290, 299, 310, 350, 351, 364
大蔵省 第二部第一章, 286, 308
大宮姫命稻荷神社 166
御経供養 25, 第一部第二章, 128
御懺法講 41, 第一部第二章, 128, 357
御訪 10, 98, 第二部第一章, 224, 225,
229, 252, 286-288, 306, 307, 328, 331,
342, 349
園城寺 116
陰陽寮 213, 225, 287

【か】

改元 5, 39, 78, 175, 178, 191, 192, 195,
廻立殿 221, 222, 294-297, 306
賢所 165, 274
官掌 149, 153, 158, 162, 179, 185, 188,
193, 219, 240, 253, 256, 287
春日祭 177, 179, 180
春日社 162, 184-186, 199
桂宮家 111
亀山殿 118, 131, 133
賀茂祭 150, 151, 155, 177, 178, 180, 188,
199, 202, 252, 253
閑院宮家 111
官方（太政官弁官局） 61, 84, 98, 116,

第二部第一章, 206, 219, 221, 225, 235,
241, 286-288, 298, 306, 308
観心寺 125, 126
観音寺寿福院 167
観音懺法 67-69, 80, 131, 132, 143
官務 175, 193, 195, 198, 206, 225, 241,
266, 288, 303
北野社（北野天満宮） 46, 199, 247, 275,
291, 309, 347
北野臨時祭 177
切符 第二部第一章・コラム 3, 333, 361
祈年穀奉幣 第二部第一章
祈年祭 第二部第一章, 249, 251, 267,
272, 282
拳哀 115, 116, 118, 125, 137
京都所司代 93, 103, 259, 260, 342
局務 175, 191, 193, 195, 199, 225, 288
禁裏御料 71, 82, 172, 198, 251, 255
禁裏御倉 172, 193, 197, 198, 307, 361
朽木〔近江国〕 73
宮内省 164, 166, 216-218, 239, 240
国役 第二部第一章, 308, 330, 338, 343,
361
公方御倉 第二部第一章, 206, 219, 241,
308, 316, 319, 343, 361
栗真荘〔伊勢国〕 255
蔵人 52, 61, 62, 123, 148, 174, 190, 225,
287, 288
蔵人方（蔵人所） 2, 第二部第一章,
225, 286-288, 298, 306, 308, 326, 331,
343, 345, 365
蔵人頭（管領頭） 第二部第一章, 225,
288
慶寿院 126
外記 35, 59, 123, 128, 第一部第五章・
第二部第一章, 253, 287, 288, 291, 292,
364

外記方（外記局・外記庁） 167, 第二部
第一章, 213, 225, 289, 291-293, 295,
305, 309
檢非違使 150-153, 155, 157, 162, 174,
252
献策 285, 291
勾当内侍 → 長橋局
興福寺 116, 121, 126, 139
後房〔太政官〕 223, 224, 286, 294, 297,
301, 309
光明真言 130, 144
高野山〔金剛峯寺〕 130
固関 98, 116, 118-120, 127, 138
御齋会 285, 324, 325, 331, 348, 350
後七日御修法 180, 第二部第二章, 252,
253, 275, 284, 第二部第五章, 362, 365
御辞書 → 御報書
国忌 115, 118, 130, 137
小舎人〔蔵人所〕 173, 174, 181, 193
近衛府 第一部第五章, 213, 305
御拝 253, 258, 270, 274, 363
御報書（御辞書） 36, 38, 39, 51, 79

【さ】

斎場所（大元宮） 第二部第三章, 363
西大寺 124, 125, 130
蔵天堂〔金峯山寺〕 113, 121
酒直 178, 179, 187, 193, 194, 200, 328
酒屋 172, 190, 201, 230, 231, 233, 246,
334-336, 338
散所 219, 240
山門 → 延暦寺
史 149-151, 153, 162, 174, 176, 177, 185,
186, 188, 206, 241, 253, 287, 288
職事弁官 174-176, 182, 189, 202, 302,
318, 319
史生 149, 174, 177, 179, 187, 188, 193,

201, 216, 219, 240, 287
 紫宸殿 75, 222, 223, 227, 229, 275, 第二部第四・五章, 364, 365
 誄 115, 116, 125, 137
 嶋原保〔伊賀国〕 124
 下鴨神社 (賀茂御祖神社) 252, 254
 錫紵 101, 116, 118-120, 127, 138, 141
 寂靜院 130
 朱子家礼 84, 97, 99
 出納〔藏人所〕 173, 174, 193, 195, 201, 286, 287, 303, 308, 326, 343
 聚樂第 165, 212, 236, 237, 第二部第三章, 284, 322, 323, 339-341, 345, 347, 363, 365
 修理職 219, 286, 288, 330
 昭訓門 222, 294, 295
 成功 172, 224, 286-288, 306
 莊嚴淨土寺 130
 常照寺 65, 67, 72, 96, 131, 132
 正平一統 19, 55, 56, 60, 95, 96, 105, 128, 132, 252, 355
 勝林院 66, 67
 神祇官代 212, 216, 220, 235, 第二部第三章, 284, 363, 364
 神祇官町 213, 219, 240, 第二部第三章
 神祇管領長上 220, 249, 250, 254
 神今食 178, 179, 184, 188, 189, 195, 215-218, 240, 249, 267
 陣中 8, 209, 210, 211, 214, 223, 235-237, 247, 275, 321, 362
 宸筆八講 59-63
 隨身 104, 137, 第一部第五章
 主基節会 221, 223, 296, 297, 306, 364
 主基殿 221, 295-297, 306
 聖寿寺 66, 67
 清暑堂 221, 223, 226, 297
 清涼殿 66, 301, 303

积奠 177, 211, 221, 223, 224, 226, 242, 248, 285, 290, 297, 305, 322, 364
 踐祚 24, 60, 119, 253, 255, 292, 298-300, 310, 312, 313, 315
 仙洞御所 24-27, 30, 44, 69, 356
 泉涌寺 21, 25, 48, 第一部第二・三章, 116, 131, 357, 358
 造营方〔東寺〕 228, 229, 232-234, 244, 328, 331, 345
 喪司 115, 116, 118, 136
 即位礼 (即位式) 10, 109, 125, 173, 206, 第二部第二章, 253, 258, 275, 第二部第四章, 312-314, 319, 339, 364
 園韓神社 166, 167, 213, 216-218, 239, 240
 素服 第一部第三章, 115, 116, 118, 125, 126, 137

【た】

大覚寺 126, 129, 130, 134, 136, 142, 344, 359
 大学寮 221, 226, 238, 248, 第二部第四章, 364
 大元宮 → 齋場所
 太元帥法 (太元護摩) 331, 345, 350
 待賢門 211, 213, 289, 292, 295
 醍醐寺 129, 199, 344, 350
 大光明寺 62, 63, 65, 97, 131, 132, 144
 大極殿 166, 213, 221-223, 第二部第四章, 364
 大嘗会 12, 109, 205, 214, 220, 221-223, 226, 235, 251, 第二部第四章, 314, 315, 364
 高御座 第二部第四章, 364
 帶刀 第一部第五章
 太良莊〔若狭国〕 332
 段銭 10, 172, 173, 189, 194, 197, 224,

225, 228, 229, 241, 243, 287, 288, 306,
308, 312-319, 328, 332, 361
檀林寺 133
長講堂（六条殿） 46, 68
朝堂院（八省院） 137, 213, 221-223,
226, 235, 248, 255, 285, 293-295, 297,
301, 322, 362, 366
長福寺 213, 229-231, 245, 248, 257, 322,
330, 332-335, 339
鎮魂祭 240, 270-272, 274, 363
通陽門 294, 295
月次祭 178, 179, 184, 188, 189, 195, 198,
218, 240, 249, 267
月輪陵 97
土御門内裏（土御門東洞院殿・土御門殿）
9, 24, 119, 202, 第二部第二章, 255,
257, 258, 275, 279, 295, 301, 322, 331
鶴岡八幡宮 153
伝奏 88, 98, 第二部第一章, 206, 219,
231, 241, 259, 260, 263, 266, 279-281,
298, 318, 319, 361
天龍寺（暦応寺・暦応資聖禪寺）
131-133, 143
東西九条〔山城国〕 325, 348
東寺 130, 第二部第二章, 248, 275, 284,
285, 第二部第五章, 362, 365
東寺長者 123, 129, 130, 226, 231, 324,
342
等持院 127, 131, 141
塔尾陵 121-123
土倉 172, 190, 201, 206, 241

【な】

長橋局 第二部第一章, 279, 318, 319
名手荘〔紀伊国〕 130
南禪寺 127, 132, 144
西宮社 251

二条城 212, 220, 227, 234, 236, 237,
第二部第三章, 284, 第二部第五章, 363,
365
如意輪寺 121, 140
如左之儀 83, 116, 119, 124, 217, 310
女房奉書 74, 183, 184, 187, 192-194,
318, 319, 340
仁和寺（御室） 111, 228, 229, 344
後山国陵 65
後山科陵 124

【は】

廢朝 116, 118-120, 126, 127, 138
八省院 → 朝堂院
八神殿 第一部コラム 2, 第二部第二・
三章, 284, 322, 362-364
般舟三昧院 21, 第一部第二・三章, 132,
357, 358
犯土 287, 302, 311
日吉祭（日吉社） 176-181, 199
檜尾陵 126
兵衛府 149-151, 162, 213, 303
廟堂 223, 224, 242, 290, 292, 305
平野祭（平野社） 177, 179, 180, 199,
202, 251
広田社 219, 251
深草法華堂 65, 72, 82, 96, 97
伏見御所 第一部第一章, 69, 80, 356,
357
伏見荘〔山城国〕 24, 第一部第二章,
96
伏見宮（家） 12, 第一部第一・二章,
96, 111, 356, 357
福長神社 165
豊楽院 166, 221, 223, 226, 235, 248, 285,
295, 297, 322, 362
平安神宮 293

布衣始 34-36
 奉公衆 147, 156, 162
 法成寺 334
 北庁〔神祇官〕 第一部コラム2, 第二部
 第二・三章, 284, 322, 362
 法華八講 36, 45, 第一部第二章, 118,
 128, 130
 本願寺 74, 82

【ま】

松尾寺 130
 松尾祭（松尾社） 180, 199, 251
 政始 289, 291, 292, 305
 曼荼羅供 第一部第二章, 128-130, 141,
 142
 政所〔室町幕府〕 157, 第二部第一章,
 206, 241, 315-318
 御門巫祭神 164, 165, 216, 239, 251, 264,
 277
 御教書 150, 175, 180-183, 195, 198, 199,
 225, 232, 288, 316-319, 325
 妙顕寺城 257, 264, 280, 322, 341, 352
 妙法院 111
 棟別銭 228, 232, 328
 召使 153, 158, 162, 177, 179, 187, 188,
 190, 193, 201, 240, 253
 馬寮 149-151
 殯（殯宮） 83, 100, 115, 136, 137

木工寮（木工頭） 185, 224, 286, 288
 文章院 290-292, 305

【や】

葉仙寺 130, 143
 役夫工米 219, 241
 山国荘〔丹波国〕 65, 67
 悠紀節会 221, 223, 296, 297, 306, 364
 悠紀殿 221, 295-297, 306
 陽明門 213, 237, 289, 292, 295
 吉田神社 第二部第二・三章, 363
 吉田祭 177
 由奉幣 201, 218, 219, 第二部第三章,
 298-300, 339

【ら】

礼銭 200, 233, 335-338, 351
 龍尾道（龍尾壇） 222, 223, 293-295,
 297, 303, 306, 364
 諒闇 21, 56, 57, 62-64, 77, 79, 84, 98,
 116, 126, 143
 寮試 248, 285, 290
 誅（るい）→ 誅（しのびごと）
 例幣 184, 188, 189, 200, 261
 蓮華峰寺 119

【わ】

和風諺号 115, 137